

第23 危険物製造所等譲渡引渡届出

(法第11条第6項)

1 危険物製造所等譲渡引渡届出に必要な書類

- (1) 危険物製造所等譲渡引渡届出書（危険物規則様式第15）
- (2) 譲渡又は引渡の登記の写し若しくは譲渡人又は引渡人の発行した証明書（当事者の連名によるもの）

2 危険物製造所等譲渡引渡届出書の記入方法

危険物譲渡引渡届出書の、届出者の欄等は、第5「危険物製造所等設置・変更許可申請」4(1)設置・変更許可申請書記入方法及び記入例に準ずること。

3 譲渡又は引渡の意義

譲渡又は引渡の意義については、次によること。

- (1) 譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。
- (2) 引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の占有権が移転することをいう。